

主要施策関係資料

1	公共施設の脱炭素化の取組等の推進	1
2	保健所の恒常的な人員体制強化	4
3	令和4年度の「社会保障の充実」等	5
4	全世代型社会保障改革	9
5	地域医療構想	17
6	予防接種法に基づく定期接種	21
7	児童虐待防止対策	22
8	学校図書館図書整備等	23
9	盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえた対応	24
10	手数料標準令の改正	25
11	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	26
12	新規就農者育成総合対策	27
13	社会資本ストックの維持管理等に係る国土交通省登録資格	28

令和4年1月24日
総務省自治財政局調整課

公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度 【事業費】 1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債
(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30%～50%)



<ZEB(Net Zero Energy Building)とは>
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置



【令和4年度予算(案) 20,000百万円(新規)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

(交付要件)

脱炭素先行地域に選定されていること 等

(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

(対象事業)

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

2. 重点対策加速化事業への支援

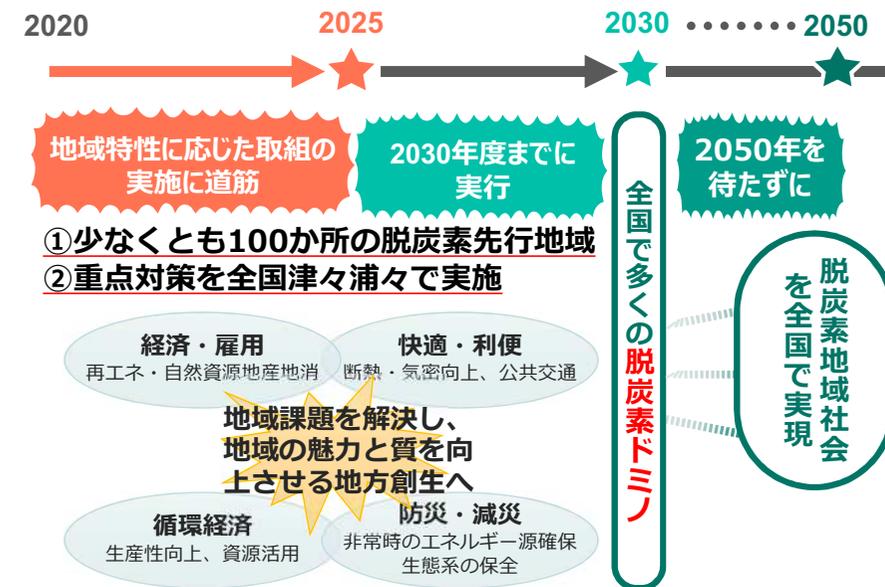
(交付要件)

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金(交付率: 脱炭素先行地域づくり事業 原則 2/3※、重点対策加速化事業 2/3~1/3等)
■ 交付対象	地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は一部 3/4
■ 実施期間	令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



<参考: 交付スキーム>



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室 電話: 03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。③④の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマス
のエネルギー利用



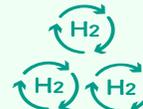
家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメント
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

保健所の恒常的な人員体制強化

- 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化(コロナ禍前の1.5倍に増員)するために必要な地方財政措置を講ずる

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT(Infectious disease Health Emergency Assistance Team)登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を2年間で約900名増員(コロナ禍前の1.5倍に増員)

保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(コロナ禍前) 約 1,800 名(全国数) → (R3年度) 約 2,250 名 → (R4年度) 約 2,700 名

普通交付税措置:標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数を
コロナ禍前の24名から2年間で36名に増員(1.5倍)

※ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)

5. 保健所体制の整備

都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク(リスト化、定期的な研修実施等)の創設、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討する。

(参考)保健所体制に関する自治体調査(令和2年9月総務省・厚生労働省)

- 保健所において感染症対応業務に従事する保健師の全国数 → 1,786名(平成31年4月1日時点)

<今後の意向>

- 感染症対応業務に係る体制強化 → 全自治体の76%が「予定あり」又は「検討中」
- 体制強化のスケジュール → 単年度で実施予定:42%、複数年度で段階的に実施予定:47%
- 特に強化が必要な内容 → 全自治体の76%が「保健師の増員」と回答

令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

令和3年12月24日
第9回社会保障制度改革推進本部資料

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案			(参考) 令和3年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,029	751	278	1,179
		・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 看護職員の処遇改善(注4)	931	678	252	803
		うち 不妊治療の保険適用(本体分)	144	100	44	—
		うち 不妊治療の保険適用(薬価分)	120	100	20	—
		・医療情報化支援基金	54	45	9	—
	医療・介護保険制度の改革	地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金(介護分)	735	735	0	—
		・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	824	549	275	824
		・介護職員の処遇改善(注4)	1,196	604	592	1,196
		・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	313	153	160	—
			534	267	267	534
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	—	
	国民健康保険への財政支援の拡充					
	・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664	
	・保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0	2,272	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572	
	介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200	
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	88	82	5	80	
	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0	5,220	
合計		27,968	18,982	8,986	27,078 (注5)	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。

(注4) 令和4年10月からの措置。

(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

不妊治療の保険適用

令和3年12月24日
第9回社会保障制度改革推進本部資料

① 保険適用について

- 子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には、令和3年度中に詳細を決定し、令和4年度当初から保険適用を実施することとし、以下の工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。

② 保険外併用の仕組みの活用

- オプション的な処置などで直ちに保険適用に至らないものについては、例えば、エビデンスを集積しながら保険適用を目指す「先進医療」などの保険外併用を活用することにより、できるだけ広く実施を可能とする。

工程表

	2020(R2)年度				2021(R3)年度				2022(R4)年度～			
	12	1	2	3	4～6	7～9	10～12	1～3				
助成金												
保険適用	<p>● ガイドライン検討 (12月) ● 3月末 実態調査最終報告 ● 夏頃 学会ガイドライン完成予定 ● 10月 中医協で議論 ● 年明け 準備期間 ● 1月 保険適用決定</p> <p>※厚生労働科学研究費により助成 (2020.12～2021.3)</p> <p>保険外併用の仕組みの手続き (2021.4～2022.3)</p> <p>保険適用 (R4.4～)</p>											

子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置（国民健康保険制度）

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

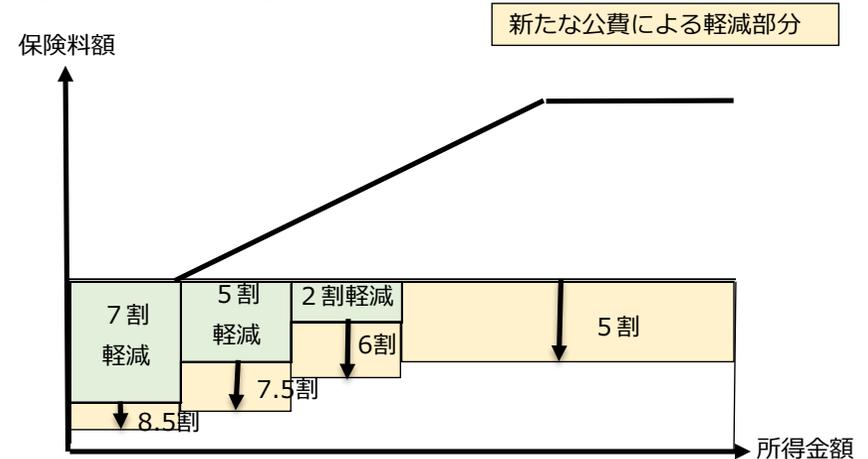
（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
※ 対象者数：約65万人（令和元年度国民健康保険実態調査）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 令和4年度所要額（公費）81億円
（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
- 施行時期：令和4年4月

【軽減イメージ】



令和4年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

令和3年12月24日
第9回社会保障制度改革推進本部資料

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分かずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和4年度 予算案			(参考) 令和3年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	722	358	364	722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)^(注3) 	8,858	3,410	5,448	8,858
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 	5,601	5,196	405	5,208
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。^(注4) 	1,003	506	496	1,003
合 計		16,184	9,471	6,714	15,791

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

「全世代型社会保障構築会議・公的価格評価検討委員会」について

会議設置の趣旨

- 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月閣議決定）では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進めることとされている。
- また、令和3年10月8日の岸田総理大臣所信表明演説において、看護、介護、保育など社会の基盤を支える現場で働く方々の所得向上に向け、公的価格の在り方を抜本的に見直す旨の発言がなされた。
- 上記を踏まえ、公的価格の在り方を含め、社会保障全般の総合的な検討を進めるため、全世代型社会保障構築会議を設置し、同会議の下に公的価格評価検討委員会を置くこととされた。
(令和3年11月9日に第1回構築会議・検討委員会合同会議を開催。検討委員会は12月3日に第2回、12月21日に第3回を開催。)

「全世代型社会保障構築会議」の構成員

座長	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長/慶應義塾学事顧問
座長代理	増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
構成員	秋田喜代美	学習院大学文学部教授
	落合陽一	メディアアーティスト
	笠木映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	香取照幸	上智大学総合人間科学部教授/一般社団法人未来研究所臥龍代表理事
	菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授
	熊谷亮丸	株式会社大和総研副理事長兼専務取締役リサーチ本部長
	権丈善一	慶應義塾大学商学部教授
	國土典宏	国立国際医療研究センター理事長
	高久玲音	一橋大学経済学研究科准教授
	武田洋子	三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門副部門長(兼)政策・経済センター長
	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
	土居丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	沼尾波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
	水島郁子	大阪大学理事・副学長
	横山 泉	一橋大学大学院経済学研究科准教授

(五十音順)

「公的価格評価検討委員会」の構成員

座長	増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
座長代理	武田洋子	三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門副部門長(兼)政策・経済センター長
構成員	秋田喜代美	学習院大学文学部教授
	菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授
	権丈善一	慶應義塾大学商学部教授
	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長

(五十音順)

全世代型社会保障構築本部の設置について（令和3年12月24日閣議決定）

1. 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、内閣に、その企画及び立案並びに総合調整を行う全世代型社会保障構築本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	全世代型社会保障改革担当大臣
本部員	内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、総務大臣、 財務大臣、厚生労働大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
5. この閣議決定は、令和4年1月1日から施行する。

公的価格の見直し等について

保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、看護職員の処遇改善

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、公的部門における分配機能の強化等を図るため、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等を行うこととされた。

①令和4年2月から9月までの間における措置（令和3年度補正予算（第1号））

- ・ 保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を実施。
 - ・ 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度引き上げるための措置を実施。
 - ・ その経費について、令和3年度補正予算（第1号）において、全額国費（2,600億円）による措置を講じる。
- ※ 公立保育所等も国費による措置の対象。

②令和4年10月以降における措置（令和4年度当初予算）

- ・ 保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、診療報酬、介護報酬等において、収入を3%程度引き上げるための措置を実施。
- ・ その地方負担について、地方交付税措置を講じる。

養護老人ホーム・軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善

- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講じる。

厚生労働省関係

- 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ 1,665億円
保育士等、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(注1)を、令和4年2月から実施する。
看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注2)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置(注3)を、令和4年2月から実施する。
 - ※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上
 - (注1) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - (注2) 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」: 一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関)
 - (注3) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

内閣府・文部科学省関係

- 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ 935億円
保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から実施する。
 - ※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - (注) 今回の処遇改善の対象となる「教育・保育などの現場で働く方々」には、地域型保育事業などの公定価格の対象の事業所で働く方々、放課後児童クラブの職員、及び公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等が含まれる。

保育士・幼稚園教諭等※に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

内閣府資料(一部加工)

※この他、社会的養護従事者（令和3年度補正予算36億円、令和4年度予算案1,360億円の内数（厚生労働省））、放課後児童支援員（令和3年度補正予算109億円、令和4年度予算案1,748億円の内数（内閣府））も処遇改善の対象

令和3年度補正予算：781億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算案：1兆4,918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※1 令和3年度補正予算により令和4年2月から9月の間公定価格とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直し（注）により同様の措置を講じる（国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4）。

（注）公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。

※2 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

※1 役員を兼務する施設長を除く。

※2 補助額については公定価格上の配置基準（調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。）に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

4. 対象施設・事業所

・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

※公立の施設・事業所含む。

・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

<資金の流れ>



介護職員の処遇改善

令和4年度所要額(公費):313億円

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、介護職員を対象に、令和4年度介護報酬改定により、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を講じる。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

概要（案）

■対象期間

令和4年10月以降の賃金引上げ分

■加算額

対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の総報酬にその加算率を乗じた額を支給。

■取得要件

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）等
※（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、
特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は対象外。

■対象となる職種

介護職員

※ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、障害福祉職員を対象に、令和4年度障害福祉サービス等報酬改定により、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を講じる。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

概要（案）

■対象期間

令和4年10月以降の賃金引上げ分

■加算額

対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の総報酬にその加算率を乗じた額を支給。

■取得要件

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）等
※就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外。

■対象となる職種

福祉・介護職員

※ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

看護職員の処遇改善

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「公的価格評価検討委員会中間整理」（令和3年12月21日）を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（注1）に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み（注2）を創設する。
- これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。

（注1）救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

（注2）看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

（参考）令和3年度補正予算における対応

- 看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（※1）に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置（※2）を、令和4年2月から実施する。

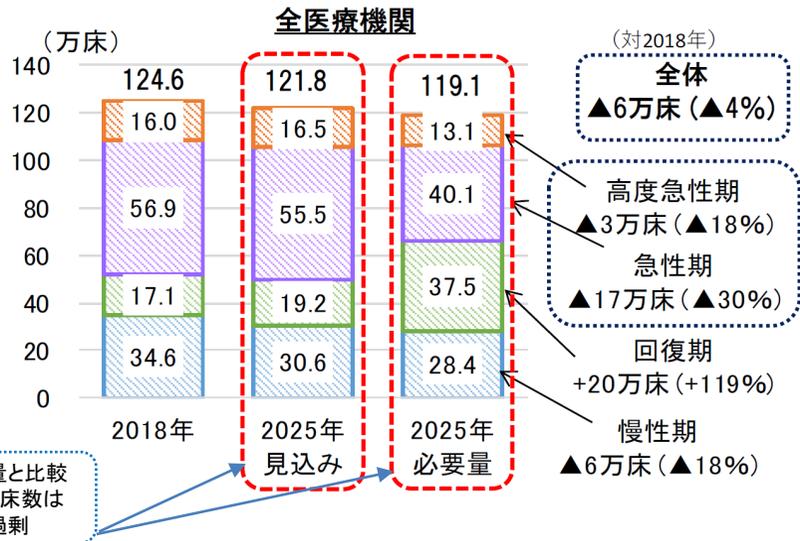
（※1）「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」：一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）

（※2）看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるような柔軟な運用を認める。

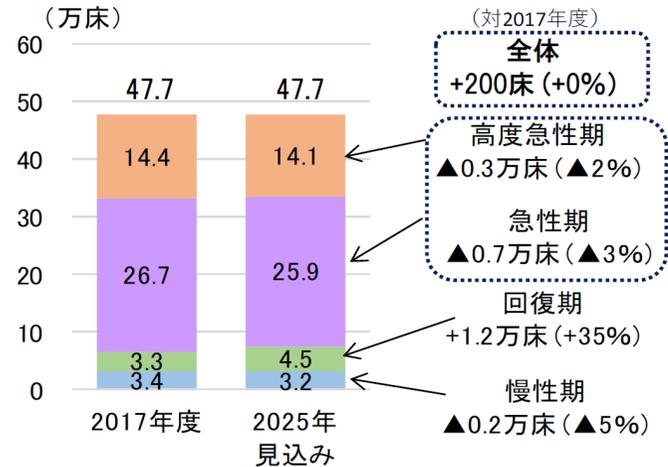
地域医療構想のこれまでの経緯について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。(医療介護総合確保推進法に基づき都道府県が策定。2016年度中に全団体策定済)
- 2017年度以降、個別の病院名や転換する病床数等の「具体的対応方針」の速やかな策定に向けて、概ね二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設けて具体的に議論。(公立病院95%、公的医療機関等98%が策定済(2019.3時点))
- 2018年度における病床機能報告においては、具体的対応方針に基づく公立・公的医療機関等の2025年の病床見込み数が、2025年にあるべき病床の必要量と乖離。
- これを受けて、「骨太方針2019」に基づき、厚生労働省が令和元年9月末に具体的対応方針の再検証を求めるものとして、424の公立・公的医療機関名を公表。
- その後、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、具体的対応方針の再検証等の期限を含め、厚生労働省において改めて整理することとされた。

【2018年度における機能別病床数の2025年見込み(速報値)と必要量の比較】



公立病院、公的医療機関等の具体的対応方針の集計



※経済財政諮問会議(R1.5.31)民間議員提出資料より抜粋

◎経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)抄

今般の感染症対応の検証や救急医療・高度医療の確保の観点も踏まえつつ、(中略)将来の医療需要に沿った病床機能の分化・連携などにより地域医療構想を推進するとともに、(中略)質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進める。

地域医療確保に関する国と地方の協議の場について

1. 開催趣旨

2025年の地域医療構想の実現に向け、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進し、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、総合的な医療提供体制改革を実施する必要がある。そのためには、国と地方が共通の認識をもって取組を進めることが重要であることから、地域医療確保に関する事項について協議を行うため、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」（以下「協議の場」という。）を開催する。

2. 構成

全国知事会	杉本 福井県知事（社会保障常任副委員長）
全国市長会	立谷 相馬市長（全国市長会会長）
全国町村会	山崎 岡山県鏡野町長（全国町村会理事）
厚生労働省	佐藤 副大臣、伊原 医政局長
総務省	田畑 副大臣、前田 自治財政局長

3. 協議事項

- ① 地域医療構想
- ② 医師の地域偏在対策
- ③ 医師の働き方改革

4. 開催実績

令和元年10月4日	第1回	議題：地域医療構想等について
11月12日	第2回	議題：地域医療構想に関する地方との意見交換について、民間病院データについて、医師偏在対策について、厚生労働省及び総務省の財政支援策及び概算要求の内容について
12月24日	第3回	議題：地域医療構想に係る令和2年度予算及び地方財政措置について、地方に対する再検証要請について、民間病院データの提供方法について
令和2年2月26日	第4回	議題：医師偏在対策について
10月29日	第5回	議題：新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想の考え方について
令和3年4月5日	第6回	議題：医療法改正法案について、地域医療確保に係る令和3年度予算等について、地域医療を支える人材確保について
12月10日	第7回	議題：第8次医療計画の策定に向けて、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院の経営強化について

- 中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく必要があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、地域医療構想に関する取組の進め方については、都道府県に可能な限りの対応をお願いする一方で、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしていた。（具体的対応方針の再検証等の期限について（令和2年3月4日及び8月31日付け通知））
- 今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められることとなるが、その際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しをお願いしたい。その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮いただきたい。
また、検討状況については、定期的に公表をお願いしたい。
- 厚生労働省においては、改正医療法を受け、第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、検討状況を適時・適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行っていくこととしている。この検討状況については、適宜情報提供していくので参考とされたい。
- 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものであり、厚生労働省においては、各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域について、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援していく。

新経済・財政再生計画 改革工程表2021(抄)

(令和3年12月23日 経済財政諮問会議決定)

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】 (実際に増減された病床数/地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数(病床機能報告))</p> <p>○介護療養病床の第8期計画期末までのサービス減量【2023年度末に100%】(2021年1月から2023年度末までに廃止した介護療養病床数/2021年1月の介護療養病床数。厚生労働省「病院報告」)</p>	<p>○地域医療構想調整会議の開催回数【2024年度末までに約2,000回】</p> <p>○重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合【2023年度末までに100%】</p>	<p>30. 地域医療構想の実現、大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域連携の促進</p> <p>a. 第8次医療計画(2024年度～2029年度)における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、検討状況を適時・適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。 中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床必要量の推計など)を維持しつつ、着実に取組を進めていく。</p> <p>b. 各都道府県において第8次医療計画(2024年度～2029年度)の策定作業が2023年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。 また、検討状況については、定期的に公表を求める。 各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援する。</p> <p>c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。</p> <p>d. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。</p> <p>e. 介護療養病床について、2023年度末の廃止期限に向け、2021年度介護報酬改定における移行計画を提出していない場合の減算の設定等や予算事業等による移行支援を組み合わせた取組を行う。</p>			

予防接種法に基づく定期接種について

現行の地方財政措置

- ・ 予防接種法に基づき、市町村単独事業として定期接種を実施。
- ・ 費用の一部は公費(市町村)負担となっており、公費負担分について、地方交付税措置を講じている。

	A類疾病	B類疾病
考え方	主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点	主に個人予防に重点
対象疾病	風しん、日本脳炎、結核、ヒトパピローマウイルス感染症等(14種類)	高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症(2種類)
地方財政措置	普通交付税(事業費の9割)	普通交付税(事業費の3割)

令和4年度の地方財政措置

- ・ ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的な勧奨を差し控えている状態^{注1}を終了させるとともに、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応^{注2}を行うこととされており、その所要額について地方交付税措置を講じる。

※注1 平成25年4月に定期接種化されたが、同年6月に、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、積極的な勧奨を差し控えることとされていた。

※注2 積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子を対象に、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、従来の定期接種の対象年齢(12歳から16歳になる年度の女子)を超えてキャッチアップ接種を行うこととされた(予防接種法施行令の改正を予定)。

令和4年度 児童虐待防止対策に係る主な地方財政措置

● 児童福祉司等の増員

- 児童福祉司及び児童心理司について、令和元年度から令和3年度までの3年間で「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」※1の最終年度である令和4年度における人員体制の確保に必要な職員数を1年前倒して計上したことに加え、「令和4年度における児童福祉司等の配置目標について」※2に基づき、更に下記のとおり道府県の標準団体における普通交付税措置を拡充※3

【道府県の標準団体（人口170万人）当たり】 （款）社会福祉費 （細目）児童福祉費 （細節）児童相談所費

区 分	令和3年度	令和4年度	増 員
児童福祉司	70人	78人	+8人
児童心理司	29人	32人	+3人
保健師	3人	3人	-
合計	102人	113人	+11人

※1 平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

※2 令和4年1月20日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

※3 地方財政計画上、児童福祉司を5,260人から5,765人に（+505人）、児童心理司を2,150人から2,348人（+198人）に増員

学校図書館の図書整備等に係る地方財政措置

学校図書館の図書整備、学校図書館への新聞配備及び学校司書の配置に必要な経費について、文部科学省において、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年度～令和8年度)が策定されたことに伴い、同計画に基づき、単年度480億円の地方財政措置を講ずることとしている。

【学校図書館図書整備等5か年計画(令和4年度～令和8年度)】

	令和4年度～令和8年度	【参考】平成29年度～令和3年度
図書	199億円	220億円
新聞	38億円	30億円
学校司書	243億円	220億円
計	480億円	470億円

盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえた対応

背景

○令和3年7月1日からの大雨に伴い、令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山で土石流が発生。

(死者・行方不明者27名、家屋の被害128棟※)

※「熱海伊豆山地区の土石流の発生について(第50報)」を参照

○令和3年8月11日から、盛土による災害防止に向けた総点検を実施。

(参考) 静岡県熱海市伊豆山の土石流の状況



地方財政措置における対応

○国土交通省等は、盛土の総点検を踏まえ、地方自治体による安全性把握のための詳細調査や擁壁設置等の対策工事について、国庫補助事業を創設し、支援を予定。

〔国庫補助率〕 ①通常の場合 国1/2 地方1/2

②一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがある場合等 国2/3 地方1/3

〔事業期間〕 (詳細調査)令和6年度まで (擁壁設置等の対策工事)令和7年度に着手した事業まで

○国庫補助事業に伴う地方負担について以下の地方財政措置を講じる。

	地方財政措置		(参考)国庫補助
	詳細調査	擁壁設置等の対策工事	
①通常の場合	特別交付税 ・交付税措置率 50%	公共事業等債 ・交付税措置率 20%	・国庫補助率 1/2
②一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがある場合等	特別交付税 ・交付税措置率 70%	公共事業等債(災害関連) ・交付税措置率 45%	・国庫補助率 2/3

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

1. 改正の概要

- 全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務の手数料の標準額については、地方自治法に基づき、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定されている。
- 手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則3年ごとに金額を見直すこととされており、本来の見直し時期は昨年度であったが、新型コロナウイルス感染症の流行により見直しを1年延期していたため、今年度見直しを行うもの。

2. 改正内容の全体像

- 行政書士試験関係（総務省）等 4事務（10手続）
全て資格試験の実施事務であり、受験者同士の距離の確保や消毒用アルコールの常備等の感染症対策等に伴い増額
- 電気工事士免状関係（経済産業省） 1事務（1手続）
免状の材質変更（紙→プラスチック）に伴う増額
- 銃砲等の許可証関係（警察庁）等 3事務（3手続）
現行手数料との大幅な乖離（▲10%以上）を踏まえ減額

3. スケジュール

閣議決定日：令和4年1月21日

公布予定日：令和4年1月26日

施行日：令和4年4月1日

※公布後、手数料の標準額を踏まえ、地方公共団体において条例を改正

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて検査無料化のため検査促進枠を新設）。

1. 補正予算計上額 6.8兆円 〔うち 地方単独分 1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分 0.3兆円、
検査促進枠分 0.3兆円、協力要請推進枠等分 5.0兆円〕

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額（※）を上限として交付金を交付。

※交付限度額の算定の考え方は、今後公表。

協力要請推進枠等分は、営業時間短縮要請等に係る事業者への協力金等の支払に対して交付。

検査促進枠分は、登録事業者が無料で行うPCR・抗原定性等検査への支援に対して交付。

4. 使途（協力要請推進枠等分及び検査促進枠分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取組に充当

- ・ 感染防止策の徹底に向けた対応
- ・ 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に向けた対応
- ・ 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

新規就農者育成総合対策

【令和4年度予算概算決定額 20,700 (20,501) 百万円】

【令和3年度補正予算額 2,900百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備**、**新規就農者への技術サポート**、**職業としての農業の魅力の発信**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金**、**雇用就農の促進のための資金の交付**、**農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化**等の取組を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を助成します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を助成します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を助成します。

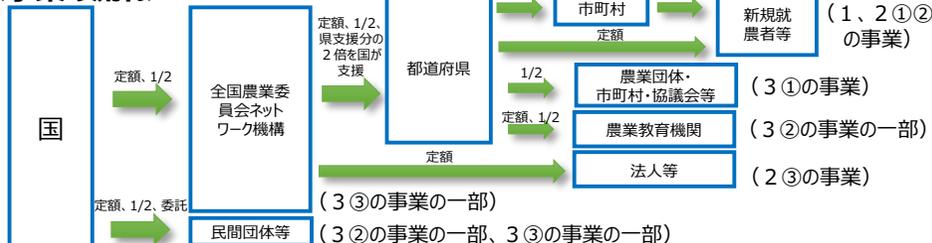
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者等**による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

【令和3年度補正予算】新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業^{※1}

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象)

対象者：認定新規就農者^{※2}（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4）



2. 資金面の支援

① 経営開始資金^{※3}

対象者：認定新規就農者^{※4}（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月(150万円/年)^{※5}

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金^{※3}

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)^{※5}

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① サポート体制構築事業^{※1}

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校、農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

③ 農業人材確保推進事業 インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法は、月ごと等、選択制

【お問い合わせ先】経営局就農・女性課（03-3502-6469）

社会資本ストックの維持管理等に係る国土交通省登録資格

制度概要

- 社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められている。
- 国土交通省において、社会資本ストックの点検等に必要な技術水準を満たす民間資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入し、これまでに328資格が登録されている。また、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めているところ。(管理技術者の評価(例) ①国家資格・技術士:3点 ②国土交通省登録資格:2点 ③左記以外の民間資格:1点)
- 都道府県の土木設計業務等共通仕様書において、技術士等のほか「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は増加傾向にある(R1:38%→R2:45%)。

分野別登録資格数

○ 維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数	施設等名	登録資格数
橋梁(綱橋)	54	地すべり防止施設	2
橋梁(コンクリート橋)	59	急傾斜地崩壊防止施設	3
トンネル	34	下水道管路施設	2
舗装	14	海岸堤防等	6
小規模付属物	9	港湾施設	7
道路土工構造物(土工)	26	空港施設	1
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	16	公園(遊具)	4
堤防・河道	4	土木機械設備	2
砂防設備	2	計	245

○ 計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数	施設等名	登録資格数
道路	6	下水道	1
橋梁	4	都市計画及び地方計画	2
トンネル	3	都市公園等	2
河川・ダム	3	建設機械	1
砂防	2	土木機械設備	1
地すべり対策	2	電気施設・通信施設・制御処理システム	1
急傾斜地崩壊等対策	3	地質・土質	13
海岸	16	宅地防災	1
港湾	16	建設環境	5
空港	1	計	83